

住宅屋根耐風改修事業 実施フロー

申請者	<p>業者・町担当との打合せ等 (補助対象となるかの確認、金額や工事期間の精査など)</p> <p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の瓦が、粘土瓦又はセメント瓦である。 ・令和3年12月31日以前に建築された住宅である。
-----	---

↓

申請者	<p>「補助金交付申請書（様式第1号）」提出</p> <p>【添付資料】※は必要がある場合のみ</p> <p>①事業計画書（様式第2号） ②施行前の写真 ③見積書 ④付近見取図 ⑤工事図面 ⑥所有者の証明 ⑦※所有者の承諾書（任意様式） ⑧専門家（かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士、瓦屋根診断技士等）の資格証</p>
-----	--

↓ 町は、申請書を審査する。

町	「補助金の交付について（決定）」発行
---	--------------------

↓ 申請者は、耐風診断と診断費の支払いを行う。

申請者	<p>「耐風診断結果確認依頼書（様式第6号）」提出</p> <p>【添付資料】</p> <p>①診断結果書 ②診断の領収書 ③改修見積書 ④工事概要変更図面</p>
-----	--

↓ 申請者は、耐風改修に着手し、改修完了後に改修費を支払う。

申請者	<p>「実績報告書（様式第7号）」提出</p> <p>【添付資料】</p> <p>①改修の領収書 ②改修後の図面 ③除却中、除却後の写真</p>
-----	--

↓ 町は、報告書を確認する。

町	「補助金の交付について（確定）」発行
---	--------------------

↓

申請者	「請求書（様式第9号）」提出
-----	----------------

↓

町	補助金交付
---	-------

	: 申請者の対応事項
	: 町の対応事項

※補助金の交付決定以降、耐震補強計画・施工内容の変更や補助申請額の変更が生じた場合は、変更承認申請書の提出が必要です。